

資料6 自動体外式除細動器(AED)管理仕様書

1 保守点検等

指定管理者はAEDの日常点検等を実施するものとして点検担当者を配置し、以下のとおり保守点検等を実施すること、なお、点検担当者は複数の者による当番制として差支えない。

点検担当者は特段の資格を必要としないが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましい。

(1) 日常点検

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態であることを日常的に確認すること。なお、この際にインジケータが異常を示していた場合は、必要に応じて速やかに製造販売業者(保守点検業者)等に連絡し、点検を依頼すること。

(2) 消耗品の交換時期の点検

AED本体または収納ケース等に、電極パッドやバッテリー等の交換時期を記載したラベル等を表示することにより交換時期を把握すること。

(3) 費用負担

電極パッドやバッテリーの交換及び機器本体の更新に係る経費の負担は、以下のとおりとする。

実施内容	交換等の時期	費用負担者
電極パッド交換	年に1回 使用の都度	市
乾電池交換	必要の都度	指定管理者
バッテリー交換	4年に1回(目安) 使用頻度に応じ交換	市
機器本体の更新	8年に1回	市

2 使用報告

指定管理者はAEDを使用した際には、その都度、市に報告すること。

3 設置施設

AED 設置場所	型式 シリアル番号	購入年月	バッテリー交換	本体更新
玄関	AED-3100 0337399	R6.7	令和10年度	令和14年度